平成２４年（フ）第１８０２号
大阪市天王寺区上本町６丁目９番10―806号
債務者　山﨑　裕美
1　決定年月日時　平成24年５月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月11日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第１８５６号
大阪府茨木市西福井２丁目29番２―303号
債務者　井口　　章
1　決定年月日時　平成24年５月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月11日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第１８６６号
大阪市東淀川区豊里２丁目24番３号石川マンション401号
債務者　森　　昌之
1　決定年月日時　平成24年５月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月11日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第１８８９号
大阪府吹田市竹見台３丁目２番Ｃ39―210号
債務者　永友　晃一
1　決定年月日時　平成24年５月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月11日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第１９１９号
大阪市平野区加美北８丁目14番１―313号
債務者　大久保里美
1　決定年月日時　平成24年５月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月11日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第１９３３号
大阪府豊中市小曽根１丁目15番41号
債務者　二神　喜博
1　決定年月日時　平成24年５月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月11日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第１９３４号
大阪府豊中市小曽根１丁目15番41号
債務者　二神　利絵
1　決定年月日時　平成24年５月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月11日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第１９６５号
大阪市西成区玉出西１丁目４番25号　ハイツ和２―Ｂ
債務者　梶　　紘子
1　決定年月日時　平成24年５月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月11日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第２００１号
大阪市福島区鷺洲３丁目10番３―810号、前住所大阪府高槻市赤大路町44番１―508号
債務者　竹岡江理奈（旧姓山方）
1　決定年月日時　平成24年５月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月11日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第２００２号
大阪市西淀川区佃１丁目18番21号
債務者　辻　めぐみ（旧姓山方）
1　決定年月日時　平成24年５月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月11日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第２０２４号
大阪府茨木市鮎川４丁目12番12号
債務者　谷森　秀人
1　決定年月日時　平成24年５月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月11日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第２０８６号
大阪市住吉区苅田９丁目13番３―1005号、前住所大阪市住吉区苅田７丁目10番７―806号
債務者　迫　　勇藏
1　決定年月日時　平成24年５月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月11日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第２１９０号
大阪市生野区桃谷１丁目７番19号
債務者　北山千惠子
1　決定年月日時　平成24年５月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月11日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第２２２８号
大阪府高槻市津之江町３丁目20番19号
債務者　西澤　佳世
1　決定年月日時　平成24年５月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月11日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第２３２１号
大阪市大正区平尾２丁目７番５号２階
債務者　村上　信惠
1　決定年月日時　平成24年５月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月11日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第２３４０号
大阪市東淀川区大桐４丁目３番24号
債務者　後藤　敏幸
1　決定年月日時　平成24年５月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月11日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第２３７８号
大阪市生野区巽北２丁目15番７号
債務者　水原明子こと　姜　　明子
1　決定年月日時　平成24年５月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月11日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第２３９８号
大阪市北区中津６丁目８番33号　第一三井ビル4003号室
債務者　青木　優子
1　決定年月日時　平成24年５月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月11日まで
大阪地方裁判所第６民事部